

ビコー訪問看護リハビリステーション 運営規定
(介護・介護予防サービス)

(事業の目的)

第1条 株式会社ビコーが開設する、ビコー訪問看護リハビリステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師、准看護師等、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護者又は要支援者に対し、適切な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問看護等の提供に努めるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行うものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 訪問看護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称：ビコー訪問看護リハビリステーション

所在地：神奈川県横浜市旭区上川井町 812-1 2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名（常勤兼務）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他に職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤 1名以上）

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護等の提供を担当する

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当し、その情報を看護職員と共有し、訪問看護計画書及び報告書の作成に反映する。

業務の状況に応じて、職員数を増減する。

(営業日、営業時間及び24時間連絡体制等)

第5条

- 1 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日
月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間
午前9時00分から午後6時00分までとする。
 - (3) サービス提供時間
午前9時00分から午後5時30分までとする。
- 2 電話等による24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供方法)

第6条

- 1 事業の提供方法は次のとおりとする。
 - (1) 利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が事業所に交付した指示書に基づき、訪問看護師等が利用者を訪問し、看護計画書を作成し、訪問看護等を実施する。
 - (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師に指示書の交付を相談していただく。
- 2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(サービスの内容)

第7条

- 1 サービスの内容は次のとおりとする。
 - (1) 病状、障害の観察
 - (2) 身体の保清等による清潔の保持
 - (3) 褥瘡の予防・処置
 - (4) ターミナルケア
 - (5) 認知症状等の看護
 - (6) カテーテル等の管理
 - (7) リハビリテーション
 - (8) 食事・排泄等の日常生活の世話
 - (9) 療養生活や介護方法の指導
 - (10) その他医師の指示による処置

(利用料)

第8条 利用料金等は次のとおりとする。

(1) 介護保険の対象者

- ① 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。利用料金は、別紙のとおりとする。
- ② 主治医が認定した病名に対し厚生労働大臣が定める疾病等の場合、また特別訪問看護指示書が交付された場合は医療保険の対象となる旨を説明し、利用者又は家族の同意を得るものとする。
- ③ 事業の開始に際しては、利用者又は家族に対し、内容及び利用料に関して文書で説明した上で支払いを同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- ④ 利用料金は原則として口座引き落とし、確認後、領収書を発行する。
- ⑤ 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、別紙（料金表）に定める交通費とする。
- ⑥ 訪問キャンセルについては、訪問当日朝8時までに連絡がなかった場合、介護報酬の利用者負担分をキャンセル料として徴収する。
- ⑦ 事業所は基本料金のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の額の支払いを利用者から受けるものとする。

訪問看護と連携して行われる死後の処置 10,000 円

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護における通常の事業の実施地域)

第9条 事業の通常実施地域は、横浜市の旭区、瀬谷区、緑区、青葉区、泉区、大和市、相模原市南区とする。

(緊急時の対処方法)

第10条 緊急時等における対処方法を主治医、利用者を確認し訪問看護等を開始することとする。

- 2 訪問看護師等は、訪問看護等の提供を行っている時、利用者に病状の急変等が生じた場合には必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し指示を求める等の必要な措置を行う。
- 3 主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 4 訪問看護師等は、しかるべき処置を行った場合は、速やかに主治医及び管理者に報告する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事務所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
 - (6) サービス提供中に、当該当事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行ことができるものとする。

（職員の研修・社会的使命）

第12条 事業所は、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設けることとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- 2 参加者は社内発表会及び報告連絡会で報告し、研修内容を共有し、職員の質的向上を図るものとする。

（その他の運営についての留意事項）

第13条

- 1 職員は業務上、知り得た事項の秘密を保持しなければならない。また、退職時には機密事項誓約書を交わすこととする。
- 2 相談・苦情については管理者が対応する。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は株式会社ビコーと事業所管理者の合意に基づき定めるものとする。
- 4 利用者に対する指定訪問看護及び指定予防訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録、診療録も5年間保管とする。）

- 附則
- 1 この規定は、平成26年1月1日から施行する。
 - 2 この規定は、平成27年8月1日から施行する。
 - 3 この規定は、平成29年11月1日から施行する。
 - 4 この規定は、平成31年2月1日から施行する。
 - 5 この規定は、令和2年1月1日から施行する。
 - 6 この規定は、令和6年4月1日から施行する。